

過積載は、荷主にも 罰則が適用されます!!

しない・させない・過積載!



警 察 庁
国 土 交 通 省
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

1 過積載に対する荷主への措置等

過積載をさせた場合、荷主の責任も追及へ！

■荷主の方へ（発注条件が大きく影響を与えます）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。 ※荷主とは、真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58条の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、**警察署長から過積載の「再発防止命令」（道路交通法第58条の5第2項）が出されます。**

罰則

再発防止命令に違反すると、**6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。



●協力要請書（イエローカード）、警告書（レッドカード）及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

・違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行なう場合、**荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書を出します。**

・上記により、**過去3年間に2回、協力要請書を出した荷主に対し、警告書を出しています。**

○国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、

- ・どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- ・過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合。

荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

※協力要請書 3,658件
警告書 6件
(平成12年9月30日現在)



◇過積載運行に係る荷主の事業種別は、1) 建設業、 2) 製造業 3) 卸小売業の順になっています。

2 過積載に対する事業者への措置等

過積載をさせた場合、運行管理者の資格取消や事業許可取消につながり、社会的な信用が失われます。

■事業者の方へ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

●自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

1. 過積載車両に係る公安委員会による指示

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずるべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要があります。

この場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、**自動車の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置を執ることを指示します。**

2. 過積載運転に係る自動車の使用制限処分

自動車の使用者が業務に関し過積載を下命し、又は容認した場合や、上記1.で公安委員会の指示を受けた自動車につき1年以内に再度過積載運転行為が行われた場合には、**公安委員会は、自動車の使用者に対し、3カ月を超えない範囲以内で自動車を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることとなります。**

3. 罰則

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2.の命令に違反した場合）

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(2) 自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合

2万円以下の罰金又は科料

(3) 過積載を下命・容認した場合

6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



・公安委員会の指示・指示後の使用制限処分

指 示	指示後の使用制限
3,060両	4 件

(平成12年・警察庁調べ)

・過積載に係る背後責任追及状況

下命・容認	両 罰	教職・補助	計
75	553	10	638

(平成12年・警察庁調べ)

●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

	初 回	2回目	3回目	4回目
過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車両数	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車両数	50日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数
過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数

◎悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります!!

過積載運行を行うと、初めての違反でも車両停止処分となり、再違反については車両停止期間の大幅延長、事業許可の取消等厳しい処分が行われます。

◎さらに運行管理者の資格も取り消されます!!

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、**運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格が取り消されます。**（資格者証の交付を受けている代務者等についても適用されます。）

- 有責の重大事故を引き起こし、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合
- 過労運転若しくは過積載運行等が計画的又は恒常的に繰り返行われていた場合
- 乗務を開始しようとする運転者に対し点呼を怠り又は点呼を実施したにも拘らず、酒気帯び状態の運転者を乗務させていた場合など



運行管理者資格者証の返納を命じられた者は、一定期間運行管理者資格者証の交付を受けることができなくなり、改めて運行管理者試験に合格する等の資格者証の交付要件を満足しないと運行管理者になることができません。

3 過積載に対する運転者への措置等

違反点数、反則金のほかに、民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も。

■運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対しても賠償責任が生じることとなります。

●運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
2. 過積載を解消するための応急措置
→積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
3. 違反点数及び反則金

積載割合	大型車		普通車	
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	6点	※罰則適用	3点	3万5千円

※6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



過積載運行は…

重大事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者（トラック運送事業者）だけでなく、荷主の責任も追及されるなど、当該トラック輸送に関係した全ての人に責任が及びます。

●重大事故の原因にもなり、

制動力の低下やバランスを崩しやすくなります。



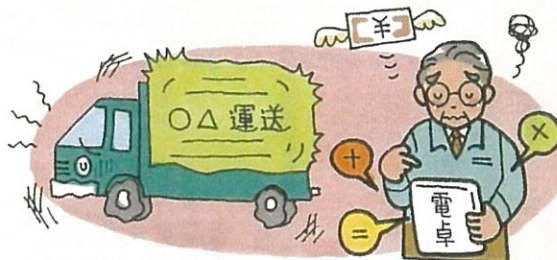
●重大事故を引き起こすと、事業経営に重い負担となります。



死傷者を伴う重大事故を引き起こすと、損害賠償等多大な負担をこうむるばかりではなく、社会的信用を失うことになります。

●また、車両コストの増大と燃費の低下につながります。

車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担増やエネルギーの無駄使いにつながります。



●その他、環境、道路にも悪い影響を与えます。



【点数制度の概要】

事業者が貨物自動車運送事業法等の命令違反があり、同法第33条の規定による自動車の使用停止を命じるにあたり、その使用停止日数10日車（車両数×日）までごとに1点としています。

- 点数を累積する期間は、**3年間とし**、
- 累積点数20点を超えることとなる場合、**違反事業者名の公表**
- 累積点数50点を超えることとなる場合、**違反事業者の事業の全部又は一部の停止処分**
- 累積点数80点を超えることとなる場合、**許可取消処分を行います**。

※**違反点数付与事業者数**（平成12年9月30日現在）

4,282者（うち20点超 100者）

※**処分状況（平成13年3月末現在）**

事業の取消…… 4件

事業の停止…… 20件

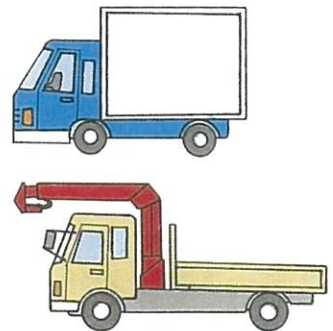
◇トラックの最大積載量をご存知ですか？

トラックの最大積載量とは、自動車検査証の最大積載欄に記載された重量で、この重量を超える積載をすることはできません。この最大積載量は同じ形をしたトラックでもさまざまな装備を行うことにより異なることがあります。

例えば、平ボデー車で通常最大積載量が4トン（いわゆる4トン車）でも以下の装備を行うと最大積載量は2.5トン程度になります。

・燃料タンクの増設、・ユニック装備、ウイング、冷蔵冷凍機の装着

※このような場合、自動車検査証の記載事項の変更が必要となるとともに、構造等変更検査が必要となることもあります。



◎全国貨物自動車運送適正化事業実施機関とは…

貨物自動車運送事業法の規定により、国土交通大臣から指定された機関であり、貨物自動車運送の適正化に関する事業を国土交通省と連携して推進しています。

しない・させない・過積載！

警 察 庁
国 土 交 通 省
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関